◎電気用品安全法の一部を改正する法

律 (平成一九年一一月二一日法律第一一六号)

一、**提案理由**(委員会 / ○月二六日·衆議院経済産業)

○甘利国務大臣

昨今、携帯電話等の電子機器に用いられる蓄電池について、まして、その提案理由及び要旨を御説明申し上げます。続きまして、電気用品安全法の一部を改正する法律案につき

......(略)......(略)......

の課題となっております。おうでは、「おうではなっております。」というでは、「おうでは、「おうでは、「おうでは、「おうでは、」というでは、「おうでは、「おうでは、「おうでは、「おうでは、「おうでは、「おうでは、

づけるとともに、旧電気用品取締法に基づく表示が付された電このため、蓄電池を電気用品安全法の規制の対象として位置み、規制の見直しを行うことが求められております。で安全性が同等である実態が明らかになったこと等にかんが現行の電気用品安全法に基づく表示が付された電気用品との間現行の、旧電気用品取締法に基づく表示が付された電気用品と

気用品の販売等を認める特例措置を講ずるため、本法律案を提

次に、本法律案の要旨を御説明申し上げます出した次第であります。

適合していない蓄電池の販売を禁止するなどの安全規制を講じし、出荷時における技術基準への適合義務を課し、その基準にに蓄電池を追加し、蓄電池の製造事業者または輸入事業者に対第一に、電気用品安全法の規制の対象となる電気用品の定義

これの記憶月出に引导)ないことのこと可能量に繋ぎった用品については、現行の電気用品安全法に基づく表示が付されの電気第二に、旧電気用品取締法に基づく表示が付されている電気でいくこととしております。

ととしております。ている電気用品と同等の扱いとするための特例措置を講ずるこ

以上が、両法律案の提案理由及び要旨であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようよろ

しくお願い申し上げます。

二、衆議院経済産業委員長報告(平成一九年一一月二日)

経済産業委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げ○東順治君─ただいま議題となりました三案件につきまして、

るす。

......(略)......(略).......

じようとするものであります。 的な流通を確保するため、電気用品の販売に係る特例措置を講 旧電気用品取締法に基づく技術基準に適合した電気用品の安定 電池を電気用品安全法による規制の対象に追加するとともに、 は、蓄電池による異常発熱等の危険の発生を防止するため、蓄 次に、電気用品安全法の一部を改正する法律案につきまして

しました。 れも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決いた 取し、一昨日質疑終局後、採決を行った結果、両法律案はいず され、同月二十六日甘利経済産業大臣から提案理由の説明を聴 両法律案につきましては、去る十月二十四日本委員会に付託

......(略)......(略) なお、両法律案に対しそれぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成一九年一○月三一日)

政府は、

本法施行に当たり、次の点について適切な措置を講じるべきで 中古品を含めた電気用品の安全性を確保するため、

国の維持発展を目指す我が国の信頼を揺るがす事態であるこ 多発しているリチウムイオン電池の事故は、 ものづくり立

電気用品安全法の一部を改正する法律

形態等を視野に入れた安全基準の策定を図ること。 とに鑑み、再発防止を確保するため、設計、製造工程、 使用

一 経過措置期間終了に伴う中古電気用品の流通に関する混乱 努め、消費者の安全確保に万全を期すること。 に、中古電気用品の安全性の確保に向けた取り組みの促進に 支障が生じることのないよう関係者に周知徹底を図るととも つつ、旧電気用品取締法に適合した安全な電気用品の流通に を教訓とし、今後とも、中古電気用品市場の実態把握に努め

三、参議院経済産業委員長報告

(平成一九年一一月一四日)

て、審査の経過と結果を御報告申し上げます。 ○渡辺秀央君 ただいま議題となりました三案件につきまし

付された表示を現行法の規定により付されたPSEマークとみ を課するとともに、旧電気用品取締法の規定により電気用品に なす特例措置等を講じようとするものであります。 イオン蓄電池の法制度上の位置付けを明確にし、基準適合義務 次に、電気用品安全法の一部を改正する法律案は、リチウム

九

化対策における消費者の責務の在り方、通知・点検制度の実効

委員会におきましては、両法案を一括して議題とし、

電気用品安全法の一部を改正する法律

詳細は会議録によって御承知願います。 製品安全体制の在り方等について質疑が行われましたが、その 性を確保するための施策、PSE騒動の反省を踏まえた今後の

致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。 質疑を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一 なお、両法案に対しまして、それぞれ附帯決議を行いました。

右決議する。

以上、御報告申し上げます。

○附帯決議(平成一九年一一月一三日)

講ずべきである。 政府は、本法施行に当たり、次の諸点について適切な措置を

準を策定すること等その安全対策に万全を期すこと。 あることにかんがみ、業界と連携して、早急に適切な技術基 発火事故等が起こった場合に甚大な被害をもたらすおそれが 用が急速に拡大しているリチウムイオン蓄電池については、 携帯電話やノート型パソコンなどの携帯用電子機器での使

二 社会的混乱を引き起こしたPSE騒動の反省を踏まえ、中 報等について、中古品販売事業者等への周知徹底を図るこ 改正の内容や中古品の販売に当たって留意すべき製品事故情 古品販売事業者や消費者の信頼回復に努めるため、今回の法

ځ

るような業界の自主制度の確立及びその普及に努めること。 していることを踏まえ、安全な中古電気製品が市場に流通す また、近年、中古品販売事業者数及びその市場規模が拡大